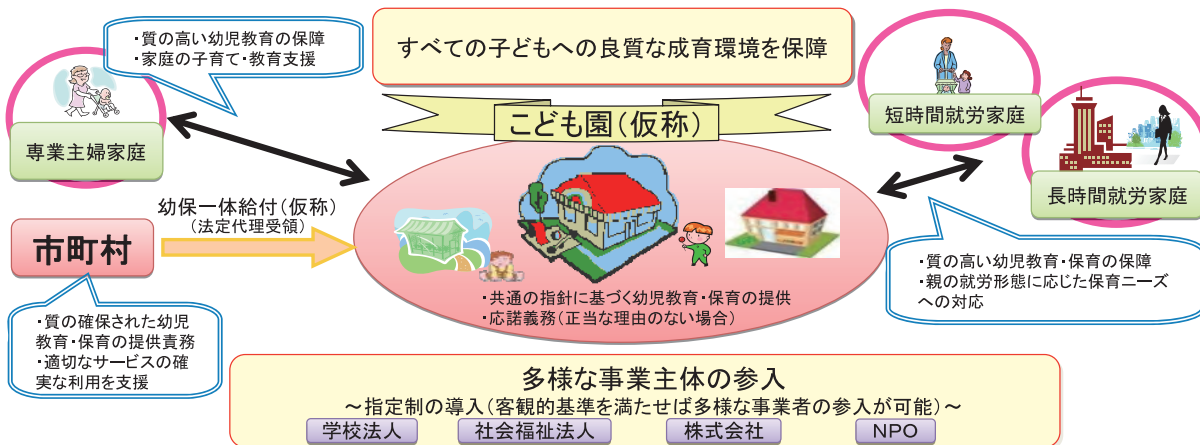


イメージ① こども園(仮称)

- **幼稚園・保育所の一体化**
幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- **給付の一体化**
幼保一体給付(仮称)による財政支援
- **機能の一体化**
 - ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
 - すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
 - ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
- **多様な事業主体の参入**
学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。



イメージ②-1 小規模保育サービス①

- **少人数を対象とするきめ細やかな保育**
少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。
- **家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象)**
主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。
- **訪問型によるサービスを新設**

